

児童扶養手当・特別児童扶養手当

# 現況届の提出をお忘れなく

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の「現況届」と、障害のある児童を監護する方に支給される特別児童扶養手当の「所得状況届」の提出をお早めにお願ひします。

## ◆児童扶養手当

郵送される現況届を、期間内に提出してください。未提出の場合、11月以降の手当を受けることができませんので、必ず提出してください。所得制限により支給停止になっている方も、必ず提出してください。なお、2年間分現況届を提出されない場合は、受給資格を失います。

## ◆特別児童扶養手当

7月下旬に所得状況届を郵送しま

すので、期間内（8月12日から9月10日まで）に提出してください。

詳しくは、各担当までお問い合わせください。



## 問い合わせ

### ◆児童扶養手当

健康福祉課 子育て支援係

☎ 07992

### ◆特別児童扶養手当

健康福祉課 福祉係

☎ 0910

## コジュリンくん豆知識

「コジュリンくんのLINEスタンプをご存知ですか？スタンプを購入して、トークでいろんなコジュリンくんを送ってみよう！」



LINEスタンプの利用は、LINEアプリのダウンロードが必要です。



▲ここから購入できます

## 問い合わせ

東庄町観光協会  
☎ 866075

## 令和4年度小学校入学予定者

# 就学相談

町教育委員会では、令和4年度小学校に入学されるお子さんに関する就学相談を随時、受け付けています。お子さんに関して何か気にかかることがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

## 受付時間

月～金曜日 9:00～17:00  
(年末年始・祝日を除く)

## 受付窓口

町教育委員会  
教育課 学校教育係  
役場2階⑩番窓口  
☎86-2311



## ご相談ください

# 東庄町ひとり親家庭福祉推進員

ひとり親家庭福祉推進員は、ひとり親家庭等の保護者の方の相談に応じるほか、情報提供や制度の活用支援などを行っています。

名前	担当地区
大根 恵子	大久保・平台・大友
上代 久子	舟戸・東和田・神田・稻荷入
山中 芳子	高部・八木山・本郷・小貝野・平山
高橋 妙子	根方・仲内・大上・大下・新町
金島 宏子	大新・宿浜
鈴木 幸子	新田・東町・坊別
岩瀬よし子	菰敷・鹿野戸
川崎 弘子	羽計台・竜神台
常世田玉枝	新宿・谷津・羽計
清水佐知子	石出
伊藤 広子	東今泉
河津 道代	宮本・青馬・今郡
飯笹みどり	小座・栗野
押山富士子	夏目・八重穂
岡部 妙美	小南



～ひとりひとりがイキイキと  
活躍する町へ～

## 考動しよう！ 男女共同参画

注 gender equality :  
男女共同参画、男女平等

Gender  
equality

町は、第2次男女共同参画計画を策定しました。（計画期間令和3年度～7年度）

計画では「男女がともに認め合い笑顔で元気な社会」を基本理念に掲げ、互いに尊重し活躍できる環境の実現を目指します。

すべての人が性別に関わらず、自分らしい充実した人生を実現するためには、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現が不可欠です。ワークライフバランスとは、「仕事」と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることです。この実現は、暮らしの充実につながり、企業にとっても生産性の向上や、女性活躍の推進といったメリットが想定されます。まず、家族や職場で話し合い、自分にできることを考えて行動してみませんか。

第2次男女共同参画計画の詳しい内容や、町民を対象に行ったアンケート結果は町ホームページでご覧いただけます。

### 問い合わせ

総務課 庶務係 ☎86-6082



## 子ども医療費助成受給券が 新しくなります

0歳から中学3年生までのお子さんが対象の子ども医療費助成受給券が、8月から新しくなります。新しい受給券は、7月下旬に郵送します。受給券が届いたら、住所・氏名・生年月日に誤りがないか確認してください。8月1日までにお手元に届かない場合は、ご連絡ください。

### 受給券の有効期間

8月1日から令和4年7月31日まで  
（15歳到達者は、令和4年3月31日まで）

### 問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係 ☎79-0911



## 子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯支援のため、新たな給付金の支給を行います。

### 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方  
（平成15年4月2日（障害児は平成13年4月2日）～令和4年2月28日までに生まれた子どもを養育する父母等
  - ②令和3年度住民税均等割が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- 支給額  
児童1人当たり5万円

### 支給手続き

令和3年4月分児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方は、申請不要です。ただし、高校生のみを養育する方や家計が急変した方は申請が必要です。詳しくは、町ホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

### 問い合わせ

健康福祉課  
子育て支援係  
☎79-0792

